

公 告

令和8年(2026年)4月24日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

| | |
|----------|---|
| (1) 管理番号 | 2-29 |
| (2) 件 名 | 自然公園施設(登山道)刈払い業務 |
| (3) 履行場所 | 真庭市蒜山湯船ほか地内 |
| (4) 履行期限 | 令和 8年11月30日 |
| (5) 業務概要 | 国立公園内等の登山道の刈払いを行う。 刈払い延長 L=約23.6km 刈り幅 W=約 2 m 初夏と秋の2回刈払いを行う。 |
| (6) 入札制度 | 最低制限価格：設定なし |
| | 入札保証金：不要 |
| | 契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上 |
| | 予定価格：事後公表 |

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

| | |
|--------------|---|
| (1) 参加資格共通事項 | 公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。 |
| (2) 参加資格業種 | 緑地等保護管理(除草・草刈) |
| (3) 営業所の所在地 | 市内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者 |
| (4) その他 | 別添仕様書の通り |

3 仕様書等に関する事項

| | |
|--------------|--|
| (1) 閲覧期間 | 公告日から令和 8年 5月18日 10時00分 |
| (2) 閲覧方法 | 真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、蒜山振興局地域振興課 【TEL】0867-66-2511へ連絡すること。) |
| (3) 質問の受付期限 | 令和 8年 5月11日 12時00分 |
| (4) 質問方法 | 質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。 |
| (5) 質問書提出先 | 蒜山振興局地域振興課 【メール】chiiki_hz@city.maniwa.lg.jp |
| (6) 回答書の閲覧期間 | 回答可能となった日から令和 8年 5月18日 10時00分 |
| (7) 回答書の閲覧方法 | 真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、蒜山振興局地域振興課へ連絡すること。) |

4 入札等

| | |
|-------------|--|
| (1) 入札書提出期限 | 令和 8年 5月18日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可） |
| (2) 開札執行日時 | 令和 8年 5月18日 10時00分 |
| (3) 執行場所 | 真庭市総務部財産活用課 |
| (4) 入札結果の公表 | 落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表 |

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市蒜山振興局地域振興課

TEL 0867-66-2511 / FAX 0867-66-4401

自然公園施設（登山道）刈払い業務 仕様書

1. 総 則

- (1) 委託業務名 自然公園施設（登山道）刈払い業務
- (2) 履 行 場 所 真庭市蒜山湯船地内ほか
- (3) 概 要 自然公園施設（登山道：上蒜山登山道ほか7路線）の刈払いを期間内に2回行うものである。
- (4) 履 行 期 間 契約日から令和8年11月30日
- (5) 担 当 課 蒜山振興局 地域振興課
- (6) 適 用 範 囲

本仕様書は、基本的な内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、下記目的の業務にあたり当然必要と思われるものについては、担当課の係員（以下「監督員」という。）と協議の上、請負者の責任において誠実に実施すること。

2. 特記事項

(1) 業務内容

上蒜山登山道ほか7路線の刈払いを行うものである。なお、詳細は次のとおりとする。

1) 作業場所

作業場所は、次の8路線とする。なお、位置については別紙を参照すること。

- ① 上蒜山登山道（上蒜山登山口～中蒜山下蒜山縦走路と中蒜山登山道の交差点まで及び上蒜山 山頂から二等3角点まで）
- ② 中蒜山登山道（中蒜山登山口～下蒜山登山口まで）
- ③ 皆ヶ山登山道（皆ヶ山登山口～皆ヶ山山頂まで）
- ④ 津黒山登山道（津黒山登山口～津黒山山頂まで）
- ⑤ 三平朝鍋縦走路（三平山山頂～朝鍋鷲ヶ山山頂まで）
- ⑥ 穴ヶ岨登山道（穴ヶ岨登山口～三平朝鍋縦走路と穴ヶ岨登山道の交差点まで）
- ⑦ 朝鍋鷲ヶ山登山道（朝鍋鷲ヶ山登山口～三平朝鍋縦走路と朝鍋鷲ヶ山登山道の交差点まで）
- ⑧ 仏ヶ仙登山道（仏ヶ仙登山口～仏ヶ仙山頂まで）

2) 作業距離

作業距離は、概ね次のとおりとする。

- ① 上蒜山登山道 約 6.7km
- ② 中蒜山登山道 約 7.5km
- ③ 皆ヶ山登山道 約 2.7km
- ④ 津黒山登山道 約 1.6km
- ⑤ 三平朝鍋縦走路 約 3.0km
- ⑥ 穴ヶ岨登山道 約 0.5km
- ⑦ 朝鍋鷲ヶ山登山道 約 1.0km
- ⑧ 仏ヶ仙登山道 約 0.6km

3) 作業内容

作業内容は次のとおりとする。

- ・ 各登山道の両側及び必要に応じてわだち部分の刈払いを行うこととし、刈り幅は、登山道中心から概ね両側に 1.0m ずつ、刈足高は概ね 10cm とする。ただし、登山道の状況により、これによりがたい場合は、可能な範囲内の刈払いを行う。
- ・ 津黒山山頂については山頂から約 5m を円形に刈払いを行う。
- ・ 刈った草については登山の支障にならない範囲へ排除する。ただし、登山道の状況により、これによりがたい場合は、可能な範囲で排除する。
- ・ ササユリなど山野草についてできるだけ配慮すること。
- ・ 登山に支障がある枝の枝打ち、簡易な倒木の処理もあわせて行う。
- ・ 夏と秋の 2 回刈を行う。

4) 作業時期

作業は、基本的に①→②→⑤→⑥→⑦→④→⑧→③の路線の順に実施する。

なお、実際の作業日程は監督員と事前に協議し決定する。

5) 成果品の提出

作業の実施内容を次の要領で取りまとめ成果品として提出する。

- ・ **概ね 1.0km 毎に作業前の状況写真と作業後の状況写真を撮影する。**
- ・ **1 路線に数枚の作業中の写真を撮影する。**
- ・ **写真は路線毎に整理し 1 部提出する。**
- ・ その他、監督員の指示に従い必要な書類等を作成する。

(2) 施工計画

業務の実施日については、監督員と事前に打合せを行い、監督員の指示に従い実施すること。

(3) 安全管理

業務中の事故防止に万全を期すること。特に登山客等の安全に十分配慮し作業を行い、**ガイドツアーの計画、トレイルランや登山道整備事業などの計画を事前に把握することに努め、監督員をはじめ、地元関係者との連絡調整を図ること。**

(4) 現場説明

現場説明は特に行わないが、現場確認の場合は、事前に蒜山振興局地域振興課 (TEL:0867-66-2512) に連絡すること。

3. 共通事項

(1) 疑 義

- 1) 入札時に質疑がある場合は、見積徴収通知書中の「質疑」に記載の期日までに行うこと。
- 2) 請負者は、業務の実施中も疑義が生じた場合は、監督員と協議し、監督員の指示を受けて実施すること。

(2) 内訳書の提出

入札時に入札金額に相応した内訳書を添付すること。

(3) 損傷部補修

業務に際し、建造物等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い、同等以上の資材をもって速やかに原状復旧を図ること。

なお、復旧に要する費用は、すべて請負者の負担とする。

(4) 秘密の厳守

本業務の実施に伴い知り得た事項については、秘密を厳守すること。

(5) 申請・手続き

業務の実施に伴い請負者において必要となる各種法令に基づく申請・手続きが必要な場合は遅延なく行うこと。

(6) 法令の遵守

業務にあたっては、各種法令・規則・条例を遵守すること。

以上

- ①上蒜山登山道 —
- ②中蒜山登山道 —



- ③皆ヶ山登山道 —



- ④津黒山登山道 —



- ⑤ 三平朝鍋縦走路
- ⑥ 穴ヶ此登山道
- ⑦ 朝鍋鷲ヶ山登山道



- ⑧ 仏ヶ仙登山道

